

ナチ獨逸に於ける文化・宗教・教育及學問の法的地位

オットー, ケールロイテル

<https://doi.org/10.15017/14434>

出版情報 : 法政研究. 10 (1), pp.1-18, 1939-12. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ナチ獨逸に於ける

文化・宗教・教育及學問の法的地位

オットー・ケールロイテル

大 串 兔 代 夫 譯

一

所謂全體國家に對して、民主主義の側から、繰返し叫ばれてゐる非難の最大なるものは、あらゆる形態に於て人の自由が壓迫せられてゐるといふことである。即ち、フシスムスの國家には、人格の自由も、新聞の自由も、
宗教の自由も、亦學問の自由も最早存在しないと主張せられてゐるのである。

従つて私は獨逸に於て人間生活の領域の中で人格の觀念が最も強く表はれてゐる法生活の發展について説明を試みやうと思ふ。勿論私は人格問題を取扱ふについて、自由の概念について大きな哲學的敘述を試みるといふ如

ナチ獨逸に於ける文化・宗教・教育及學問の法的地位

きことはしないが、只自由主義の自由概念と國民社會主義の自由概念とが如何に異なるかといふことについては二三申述べねばならぬ。アルフレッド・ローゼンベルクは學問の自由に關する講演に於て、自由は常に一定の人間の型を前提としてのみ可能であると言つてゐる。而して私は宛かもこの點を認識することによつて、問題の最も重要な出發點が與へられてゐると信するのである。何となれば國民社會主義は決して自由概念そのものを否認するのではなく、それは只後期自由主義に於いて發達した純粹に個人主義的な自由概念を否認せんとするものであるからである。

二

ナチスの自由概念は、共同體に於ける人格者の地位を基底としてゐる。指導者國家に於いて、人格が承認せられ、又人格の價値が強調せられねばならぬことは、アドルフ・ヒットラーがその「我が闘争」に於て明かに述べてゐる所である。指導者の地位は人格を前提としてのみ考へられ得るのであるから、指導者國家は常に人格的要素を有するし、又この意味に於いて貴族主義的要素を有するとすら言ひ得られるのである。我々はかくの如き、共同體と個人との結合關係を基底として事柄を觀察しなければならぬのであつて、この見地に立てば、直ちに個人の自由は、個人の共同體への奉仕義務と密接に結合してゐることも理解せられるのである。

三

然しかくの如き意味の義務觀念は全く新しいものではなく、既に近代の自由主義國家も亦これを認めてゐたの

であつて、例へば獨逸に於ける就學義務及び兵役義務の如きがそれである。而して宛かも兵役義務について英米の民主主義者達は、之を軍國主義の象徴であると考へてゐたのであつて、今日に於いては兵役義務を採用せざるを得なかつた英國人は全努力を傾けて、國民をして自由意志を以て兵役義務を果さしめんとしてゐるのである。

然し獨逸に於いては、既に自由主義の時代から就學義務についても、私立學校の制度をしりぞけて強制的に國立學校の制度を以てその義務を果さしめんとする傾向があつた。ワイマール憲法に於いても私立學校は極めて僅かの範囲しか認められて居らなかつた。例へば、アメリカに於いては、私立大學が支配的であるのに對して、獨逸に於いては最初から官立大學の制度が發達してゐる。この日本に於いては兩制度の混合が見られる。

亦自由主義國家に於いては、新聞業、醫業、辯護士業の如きは所謂自由職業と呼ばれ、個人の私の營業であつて、國家は之に干與すべからざるものであると考へられてゐた。

ナチスは以上の如き自由主義の考へ方に對して一大變化を與へた。ナチスは先づ國家的勤勞奉仕を創造した。而して勤勞奉仕に於て決定的なるものは、勞働のもたらす業績そのものよりも、勤勞奉仕法第一條に明かに規定してあるやうに、勤勞奉仕は「獨逸民族への名譽ある奉仕」であるとして爲す思想であつて、男性たるは女性たるを問はず、すべての若き獨逸人は、その民族の爲に奉仕すべき義務を負つてゐるのである。即ち既にこゝで明かになることは、如何なる獨逸人も之に従事すべき公務の思想である。

四

ナチスに於いては新聞の自由は、如何になつたか。若し、新聞は自由であるべきであつて國家が之に干渉すべきではないといふ自由主義的の意味で新聞の自由が主張されるとすれば、ナチスに於ては勿論かくの如き意味の自由は認められて居らない。然し、我々が先づ明かにしなければならぬ事は、かくの如き意味の新聞の自由が絶対に存在してゐる如く主張する點に既に虚偽があるといふことである。少くとも民主主義の國に於ては眞の意味で獨立なる新聞は存在しないのである。新聞は常に資本主の權力に依存して居るものであり、所謂輿論と雖も之らの權力者に依つて作成せられることがあるのである。例へば、今日アメリカに於ては、權威國家についての公正なる記述を發表することは出来ないのである。それは輿論が之を許さないからであると言はれてゐるが、全く民主主義的な政體の外に他の役に立つ政體が世界に存在してゐることをアメリカ國民に認識せしめることを欲しない見えざる政治權力がかくの如き輿論を作成してゐるのである。良き新聞といふことと獨立の新聞といふことは同義ではない。如何なる新聞と雖も常に何等かの制約は受けてゐるのである。而して同じく制約の下に立つてゐるのであれば、無名にして無責任の權力者の制約の下に立つよりも國民的及び國家的制約の下に立つことが勝れてゐるのである。猶重要なことは新聞記事の正確といふことである。編輯人は編輯人が眞實の記述と良識ある判断との義務を有することを規定してゐる。即ち自由は常に客觀的な政治價值との關聯に於て判断せらるべき問題であることが、新聞の自由の場合に最も明瞭に出てゐるのである。

猶、近代精神と近代國家にとつて重要な事柄は宗教的自由である。民主主義者はナチス國家に於て教會並に宗教の壓迫が行はれて居る如く宣傳してゐるから、私はこの最も宗教上の寛容性を有する日本に於て、獨逸ではこの問題が事實どうなつてゐるのであるか、そこには如何なる困難が成立してゐるかを明かにしたい要求を感じるのである。殊に神道佛敎と同様にキリスト敎が取扱はれてゐる最近の宗教團體法は外國人にとつて最も興味の深いものである。

六

ヨーロッパに於ける個人的信敎自由の原則は啓蒙時代に支配的となつた。ワイマール憲法はその第三百三十五條に於いてこの原則を認め、すべての國土の住民は完全なる信敎の自由と良心の自由とを享有し、法律の範圍内に於て宗教行事の自由を有することを憲法を以て保障してゐるのである。この宗教的寛容の態度はナチスも之を受継いでゐるのである。ナチス綱領第二十四條は、國家の存立を危殆に瀕せしめ、及びゲルマン民族の道德及び倫理的觀念に反せざる限りに於て、あらゆる宗教について信敎の自由を認めてゐるのである。又ナチス黨は、ヨーロッパ並びにドイツ文化がキリスト敎によつて特徴を得てゐるとの認識を把持してゐるのである。何となれば第二十四條は、黨が何れの宗派信仰にも偏することなく、實體的即ち具體的キリスト敎の立場に立つことを明言してゐるのである。國家的政治的のみならず宗派的に分裂してゐたといふことがドイツ民族の特有の運命であつて、ドイツに於ては新敎も舊敎も共に多數の信者を有し、この宗派の對立は亦教會に依つて政治的に利用せられたの

であつた。

七

獨逸民族に政治的の統一を齎したナチスは、この統一が宗派の争や教會の權力的要求によつて侵害せられないやうに努めねばならぬ。こゝに本來の問題が存するのであつて、宗教壓迫といふ如きは存しないのである。宗教自由の問題にとつては一九三三年十月十日總統の黨代表者ルドルフ・ヘスが發布した次の如き規則が重要である。「如何なるナチス黨員と雖も、一定の信仰・宗派に屬し、或は如何なる宗派にも屬せざるの故を以て、何等かの不利の條件を負ふことは無い。信仰は各人がその良心の責任に於て爲すべき事柄である。良心に對して強制を行使してはならぬ。」と。こゝにナチスの個人の宗教信仰に對する立場が最も明瞭に表はれてゐる。一九三六年の内務省規則は信仰に關して、一、宗教乃至は世界觀的團體の成員 二、神を信するもの 三、無信仰者の三つの範疇を區別して用ひてゐる。

八

ナチスは個人の信仰の自由について何等壓迫を加へて居ないのであるが、教會の側からする政治的要求に對しては之を排除し、又これに一定の限界を與へねばならなかつた。ナチスは獨逸民族の中に民族信念とキリスト教の信仰によつて分裂が成立することをそのまゝにして置くことは出來ないのである。ナチスは、第二十四條にも言つてあるやうに具體的キリスト教の立場に立つのであつて、それは獨逸民族に對し、獨逸の「血液と土地」に

對して肯定的なものでなければならぬ。ナチスはこの決定的な點を認めず之に反對する教會のドグマに對して防衛せざるを得なかつたのである。この點にのみ教會とナチス國家との間の大問題が存する。例へば、獨逸民族の肉體の健康を保持することをのみ目的としてゐる遺傳性惡疾の斷種に關する法律の如きは舊教の教會から攻撃せられたのであつた。而してこの問題についてはナチスは一步も後には引けないのである。而して教會のとつたかくの如き態度の結果として、今日獨逸國民の間には、キリスト教は民族的世界觀の見解に調和し得るものであるか否かが疑はれるに至つたのである。

九

宛かもこの問題について日本に於ける關係は極めて興味あるものである。日本に於ては個人の信仰の自由が保證せられ宗教團體の宗教行事の自由も亦確保せられてゐる。然し乍ら如何なる宗教も日本の國民精神に合致する場合にのみ日本に於て成功するであらう。かくの如くにして日本は日本の佛敎を發達せしめた。従つて日本に於てはヨーロッパに於ける如き國家と教會の間の政治的問題は成立して居ないのである。就中國民的な日本人にとつては、國家神道に於ける國民的價値の崇拜とその個人的信仰との間に對立を來す如き危險はないのである。宛かもかくの如き對立の可能性の存立する所に、ヨーロッパの、殊にナチスドイツの國家と教會の間の問題が存するのである。

十

獨逸に於ては、教會は猶教育の事に手を延してゐた。以前には多數の宗派的學校があつて、之等の學校に於ては青少年は教會的宗派的精神に教育せられ、國民的精神に依つて教育せられたのではなかつた。ナチスは、かくの如き誤れる状態にも終末を與へねばならなかつた。宗派に依る學校は廢棄せられ青少年の教育は全く黨と國家の手に存し、教會は只その信條を弘布する仕事に限られたのであつた。こゝにも亦、教育を國家の手によつて行ふことが當然視せられてゐる日本に存しない困難な問題が獨逸には存してゐるのである。かくの如き状態から、ナチスは全教育制度を新たに建設しなければならなかつたのである。第一にはナチスは教會の教育への影響を排除しなければならなかつたし、第二には政黨が青少年の政治教育に關する事業と責任とを擔當したのである。この青少年の政治教育は黨の一部であるヒットラー・ユーゲンドによつて行はれる。今日ではドイツの青少年をナチス精神に於いて政治的に教育する爲に、兩親の家、ヒットラー・ユーゲンド及び國立の學校が協同して働いてゐるのである。

十一

最後に學問の自由については如何になつてゐるか。これは獨り獨逸だけではなく、何處でも、即ち日本に於ても盛に論ぜられてゐる重要問題である。學問の自由の要求は先づ自由なる精神への要求である。ワイマール憲法第百四十二條は「藝術及學問學説は自由である。國家はこれに保護を與へその發達促進に干與する」と規定してゐる。かくの如き學問の自由は今日の民族共同體國家に於ても可能であるか。

十二

如何なる學問的業績も體系的、論理的思考の成果である。故に如何なる學問的業績も常に個人の業績であり、個人思考の成果である。勿論學問に於ける共同は可能であり望ましい事であるが、然しそれは個人の思考業績を排斥しない限りに於てのみ可能である。アルフレッド・ローゼンベルグは最近、研究者は孤獨を必要とし、學問的認識は徐々に成熟すべきものであることを、強調してゐる。この事については、今日ドイツに於ても疑は無いのである。又學問的業績の價値は、少くとも實際的必要によつてのみ判断されてはならぬことについても、意見の一致を見てゐるのである。勿論國家危急の際には、例へば技術的發明の如き直接に目前の効果を齎す如き科學が強く要求されることは言ふまでも無いのであるが、然しこれによつてたとえ直接實際的效果を齎さない學問の領域と雖も民族の文化にとつて、殊に次の時代の學問にとつて大きな價値を有してゐることを見落してはならないのである。

十三

只危険は、學者或は藝術家が、學問或は藝術の事業そのものを自己價値を有するものと考へ、彼自身その中に在り、それから離脱することは出来ない自然的、民族的の制約を忘れ、之から離脱する如く考へることである。自由主義の國家に於ける藝術や學問はしばしばこの危険にさらされ敗れて行つたのである。藝術は墮落したのであつたが、この墮落せる藝術作品を臆面もなく國民の目の前に展覽する如き状態であつた。類似の墮落状態に陥

つてゐたのが矢張り自由主義の學問であつた。一九三二年夏、私は大學學生に對する演説に於て限定を失つた學問の危険性を指摘し、學問といふ美名の下に、あらゆる自然の制約限定を脱し得るものと考へることの誤謬を強調したのであつた。又自由主義の學者が、彼の説く所のものは彼の信念であるからその理由で、學問の無制限の自由を主張せんとすることも亦誤つてゐるのである。それが本來の問題ではなく、かくの如き考へを有つ學者が自ら明かにしなければならぬことは、政治的大使命を遂行し、自らの生存をはからねばならぬ民族は、學者も亦この同じ戰線に立つて呉れることを要求し得、又要求しなければならぬといふことである。これを以て學者にその知性を犠牲にすることが要求されてゐるのではなく、只彼自身國民的制約の中に立つてゐるといふ正しい感情を所有すべきことのみが彼に要求せられてゐるのである。

十四

自由主義の學者は屢々學問と生活とは離され得るものであり、又離さるべきものであるとの信念を有してゐた。この典型的な例はケルゼンの純粹法學であつて、彼は存在と當爲、政治と法を完全に區別し得るものと信じ、かくの如くにして確かに論理的に考へ抜かれた然し完全に現實と離れた規範體系を考ふるに至つたのである。然しこれは正しい考へではない。

學問と人生は離すべからざるもので、學問は生活にその力の源泉を見出すのである。この事からして、學問は血液的、種族的制約の下にあるとの我々の信念が生まれるのである。學問上の方法は同一であり得るが、學問的

態度は、その學者の屬する民族性によつて限定せられてゐる。フヒヒテは、「彼が如何なる哲學を有するかは、彼が如何なる人であるかに依る」と言つたが、我々はこの言葉を民族の有する哲學は民族の種族としての屬性と民族性に依存してゐるとの意味にも解釋出来る。東洋の哲學は全く西洋の哲學と特徴を異にする。然し乍ら、一族の中に於ても、政治思想の變化は必然的に新しき哲學を要求するのであつて、新しき體系的哲學は政治狀勢が治まつて始めて發展し得るのである。これが亦、今日に於ては猶體系的なナチ哲學が未だ存しない理由でもある。私は、今日亞細亞大陸に發展し、東亞に新秩序を建設せんとしてゐる日本に於ても亦、かくの如き日本の立場に相應し、今日存するものとは異なる新哲學が生れることを信ずる。

學者はこの自然の制約を常に意識して居るべきであつて、かくの如き自己限定の意識があればある程、彼の學問は優れて居り、健全なるものである。學問の領域に於てこそ個人自由と自然的條件の制約との相關性が明瞭であり、又この相互の間の緊張關係から成果が生れて來るのである。

十五

學問の自由の問題がナチス獨逸に於て如何に熱心に取扱はれてゐるかといふことは、例へば最近に出た有名なミュンヘンの法學者ウ・クルヘルム・キツシュの本が之を明かに示してゐる。この本は「獨逸法學者」といふ題目であり、獨逸法學士院總裁、國務（司法）大臣フランク博士の委囑に依つて書かれた本である。この本の中には、特に學問の自由に関する節があり、そこに述べられてゐることは、ナチスの公けの立場を最もよく表はすもので

あると思はれるから、それをそのまま次に述べやう。

十六

今日に於ては、何人と雖も、元のやうに學問の無前提性を公式的に信する考への誤から、離脱してゐるものと言ふことが出来やう。如何なる學問的行爲と雖も、意識的に或は無意識的に、その學者の有する一定の基本的な精神的立場の影響の下にある。即ち如何なる學問的行爲と雖も、人間と物との内的關係、即ち世界觀によつて限定せられてゐるのであり、その内的關係の内容については學問的行爲の側からも影響を及ぼしてゐる。

自分の學問は如何なる"前提"も有して居らぬと誤信してゐる研究者であつても、彼自身にも恐らくは明らかに意識にのぼつて居らない世界觀の下に不可避の法則性を以て立つてゐるのである。而して如何なる研究の成果と雖もこの意味に於ける主觀的な基本方向から離脱した純粹に客觀的なものはないのである。これは表面客觀的であると思はれてゐるすべての科學即ち自然科学にも適應することであつて、自然科学の偉大なる代表的學者はこの事を明かに認識し或は之を感じてゐたのである。而してこの事が明かに表れてゐるのは、歴史及哲學の如き精神科學である。

十七

而して學問の世界觀の基礎への依存を最も明かに示してゐるものは恐らくは法律學である。人類の歴史に於ては、一定の世界觀の成果或は部分ではない法の體系は未だ嘗て存しないのである。而して各時代の法秩序とそ

の基本たる世界觀の關係を明かに研究する法制史の課題ぐらい興味ありまたありがたいものはない。基本を成す世界觀が特徴があり、統一的であり、閉ぢたるものであればある程法秩序の前提となり之を限定し、その内容を決定することも強いのである。従つてかくの如き法秩序を研究する學も亦、前提なしに成り立つことは出来ないのである。國民社會主義は明瞭に認識され意識的に主張せられてゐる世界觀的基礎の上に成立してゐる。この世界觀の內的法則に従つて國民社會主義は獨逸民族の法秩序を形成せんと欲して居り、又しなければならぬのである。この世界觀に相應する法秩序が如何に生み出され又生み出されねばならぬかを研究する法律學は、從來の法律學と同じく矢張り前提に依存してゐるのである。然しそれは自ら自らの前提を明かに意識し、これを公けに示してゐることに於て、一層首尾一貫せるものと言はねばならぬ。

十八

かくの如きナチス法學は、その世界觀的前提を明かにしてゐる爲に、他の世界觀の基礎の上に成長した法律學よりも自由の制限せられたものであらうか。勿論否。何となれば自ら意識的にナチスの世界觀を出發點として選んだのであるから、この出發點から生じて來る結果を（外的影響と精神的強制から離脱した）論理と方法とを以て研究し、確かめることは、如何なる他の法律學と比較しても同様に自由なのである。この自ら選んだ出發點と基本的世界觀とを明かに意識してゐるから只ナチス以前の法學のやうに、前提からの自由を主張し、自己僞瞞に陥るが如きことはないのである。

以上の事は特別の意味に於て前提に制約せられて居る法律學の本質にも相應してゐるのであつて、法律學は一定民族の一定の發展段階に於ける法秩序といふ對象の豫定せられてゐる點に特徴を有してゐるのである。この對象の研究に當つて、論理的に完全に、又この意味に於て正當の結果に到達することは、この與へられたる法秩序の根底たる世界觀から出發して、如何なる法の形體がこの出發點としてのイデオロギーに合するかを檢討することより外にはないのである。

十九

之に反して、ナチス國家は、法學者に對して、ナチスの世界觀を批判し、この批判から生ずる結果をその授業に於て或は公けの刊行物に於て發表することを許すか否か、亦もし許すとすれば如何なる範圍に於て之を爲すかは全く別の問題である。他の言葉で言へば、獨逸法學は、その發達が國立の大學に委囑せられてゐる限り、その研究の成果をあらゆる外的條件を考慮に入れずして公表せられ得るであらうか。この答は勿論否定的でなければならぬ。

先づ、ナチス國家は法學者達によつて、その世界觀に反する世界觀が文書によつて宣傳せられ、或はその法思想に反對する法思想が主張せられることを許さないし、又許すことが出来ないことは、何人にも疑の無い所である。これは既に國家の自己保存といふ自然の要求から生じる結果であつて、國家は之をその國民に對しても、又特に國家的官職を有し、將來官吏たるもの及び法の擁護者たらんとするものゝ教育を委託せられてゐる大學教授

に對して要求し得ることは言ふまでもないのである。ナチス國家は、この國家の存立とその世界觀的基礎の存立とは同一であるとの立場をとり、又とらざるを得ないのである。従つて、ナチス國家はその世界觀に公けに反抗し、その信條に反する學説を公に主張することに對しては之を國家の存立を危殆ならしめるものと考へ、又その取扱ひをせざるを得ないのである。この原則は勿論官吏たる大學教授にも適應するのである。ナチス國家はその官吏に對して特に高い程度の忠實を要望してゐるのである。

二十

獨逸のこの精神的並に實際的立場は決して獨逸にのみ特別なのではない。同様の立場は多くの國に於て、異なる、時には全く反對の特徴を以て、成立してゐるのである。然し乍ら、一定の世界觀に立つ立場は、フアッシュヨ、イタリヤに於ても、ソビエツト、ロシヤに於ても同様であり、又カトリックはその勢力の及ぶ範圍に於て、極めて鋭く又首尾一貫した態度でその世界觀を徹底せしめてゐるのである。學問の自由が強調される民主主義の國家ですらも、公開の講演或は刊行物に於て、例へば婚姻の廢止、私有財産制の廢止、個人の生命と名譽との自由侵害、或は政治上無政府主義或ひは國民社會主義を宣傳する如き學者に法學教授の地位を與へ或は之を教授としてそのまゝにして置くことはないであらう。但し、かくの如き民主主義國家が自己防禦の必要上なした處分をそのまゝに自己防禦の爲の學問自由の制限として認めるか、或は之を他の理窟で隱蔽せんとするかは別問題である。

然し若し、民主主義國が實際、自己の存立を侵害し危殆ならしめる學説をも公表することを許したと假定する

ならば、かくの如き自由主義の態度はナチスのものとは全く異なるのである。ナチスの國家は國民の幸福をあらゆる政策の上の根本方針とし、何が眞に國民に幸福を齎すか否かの判断は國家自らが爲すのであつて、従つてたゞえ學說の形に於て爲される意見の發表と雖も、それが民族共同體にとつて害ある場合には、これに相應する取扱ひを爲すのである。之は官吏として任命せられてゐる大學教授の意見についても同様であり、又その場合にこそ正にさうでなければならぬのである。

二十一

二十世紀の國家にとつて、同じく重要な問題である學問と宣傳の問題について、猶二、三申し述べることを許されたい。カール・シュミットは議會主義に關する思索に富んだ論文で、議會主義の意義は、創造的な討議によつて政治上の對手を説得し得るものと信じてゐた所にあると言つてゐる。これは正しい見解である。而して學問に於いても、かくの如きよき意味の討議と論述による相互闡明とによらなければ進歩を期し得られないものであることは、何人にも疑の無いことである。而して之は（而してかくの如き討論による政治は）政治が比較的小さい範圍の問題である時代には猶可能であつた。

之に反して二十世紀の國家に於ては、之と異なる關係になつてゐる。大民族、大國家間の政治の時代に於ては、この大民族の統一的な政治上の態度を確保する爲に政治的宣傳が必要である。故に今日何れの國家に於ても、即ち民主主義の國家に於てすらも、政治的宣傳を否定することは不可能であり、従つて宣傳省の制度を見るに至るこ

とは自然の結果と謂はねばならぬ。即ち宣傳行爲は常に一定の目的の下に行はねばならないのである。この目的を到達する爲に如何なる手段が選ばねばならないか、又如何なる範圍に於て宣傳は正確でなければならぬか、といふことは、宣傳技術の問題であり、又之によつて成否の分るる問題であつて、之以上詳述しない。

之に對して、學問的行爲の目的は、既に述べたやうに、直接に實際上の目的ではない。又學問はその學問のよつて立つ民族的制約の範圍内に於いて客觀的であり、因果關係に従つて最終まで思考せられてゐなければならぬ。

即ち、その目的と本質とに於て、學問と宣傳とは相違してゐるのである。この相違を混同することは誤であり又危険でもある。之に對して、實際に適用せられた學問と宣傳とが、相互に相觸れるものであり、連關するものであつて、學問的方法を以てする學問が國民的宣傳の爲に奉仕し得るものであることは言ふを俟たないのである。然し乍ら、その場合にも、學問は常に學問的方法を以て爲さるべく決してその學問としての性格を失つてはならないのである。

すべて以上御話申し上げたことは、人類創始以來の問題であり、又人類が生存し精神的に生活する以上永久の問題であるべき人間の自由構成の問題の一斷面について申し上げたに過ぎないのであります。政治生活に於ては、一方には秩序と限定の諸原則、他方に於ては無限定の個人自由がありこの間を發展の振子が一方から他方へと繰返し振動してゐるのであります。而して政治の歴史は、このどちらか一方の原則があまりに過度に誇張されたと

きは、必ず反動が來たことは避けられないのであつた。自由平寺の原則を主張したフランス革命は國民を單に支配の對象と考へた專制主義に對する反動であつた。今日眞に政治的に値ある權威の再興が要求せられるのは、自然の、民族的の制約から離脱し得るものと信じてゐた個人主義的自由主義への反動である。共同體の制約と共同體の中の精神的學問的勞作とを正しく調整し、一結合の下に健康な緊張關係に齎すことが近代の國民生活に於て、效果的政治形體を建設する場合の最も重要な點であると信ずる。

(完)